

定額給付金・子育て応援特別手当 申請期間は10月8日まで

市では、定額給付金の申請書を、4月8日に一斉に郵送で世帯主に送付しました。

定額給付金を受け取るには、10月8日(消印有効)までに申請が必要です。

なお、期間内に申請が行われなかった場合には、辞退したものと見なされますので、ご注意ください。

5月15日現在、約9割の方が

らの申請をいただいています。まだ申請をされていない方は、お早めに手続をお願いします。

また、書き方などの詳細は、申請書に同封した「定額給付金のご案内」をご覧ください。か、
「野田市定額給付金専用ダイヤル」☎7166-0350をご利用ください。



定額給付金は申請しないと受け取れません

振り込み後は通知書も発送

定額給付金の銀行振り込みは、4月28日から開始しています。

4月中に申請をされた場合は、5月末までに、指定された口座に給付金を振り込みました。

また、振り込みの約10日後までには、給付の決定通知書を郵送しています。

今後も、申請書が市に届き次第、1か月程度の期間内で振り込みが完了する予定です。

返送の場合は再度申請を

ただし、申請書の記載内容に間違いがあるときや、指定された口座がしばらく使われていない場合などは、振り込みができない場合があります。

振り込みのできない場合には、間違いなどの内容を記載したご案内とともに、申請書を世帯主あてに返送しています。

返送された場合は、正しく訂正して、再度郵送してください。訂正された申請書が市に届いて、誤りがないと確認でき次第、1か月程度で振り込みを行う予定です。

子育て応援特別手当の申請も

また、子育て応援特別手当の申請書も4月8日に該当者の世帯主に郵送しています。

応援特別手当を受け取るには、10月8日(消印有効)までに申請が必要で、期間内に申請が行われなかった場合には、辞退したものと見なされますので、ご注意ください。

口座確認書類の添付を

なお、それぞれの申請書には、口座確認書類(通帳かキャッシュカードのコピー)の添付が必要です。

申請書には、通帳の口座名義人と口座番号が分かる部分がキャッシュカードのコピーを添付

医療費還付・定額給付金を装った 不審な電話にご注意を



4月中旬ごろから、野田市内において、実在しない「国民医療支援センター」を名乗る者からの不審な電話が多く発生し、

実際に詐欺の被害も出ています。内容は、「医療費の過払いがあるのでATM(現金自動受払機)で手続きをして欲しい」、「文書を送付した。同封の書類を返送しないと医療費が上がるので、なくした場合は連絡先に電話して

欲しい」などとうそをつき、携帯電話を持たせてATMへ誘導し、実際に操作させるものです。

また、他市では、市役所の職員を名乗る人物が、「5万円もらえればすぐに給付金の手続きができます」などとうそをつき、

その場で現金をだましとる、定額給付金の給付手続きを装った詐欺が発生しました。

市や国からは、電話で「金融

機関の口座番号や暗証番号」をお聞きしたり、「手数料などの振り込み」、「ATMの操作」、「通帳や印鑑、キャッシュカードを預かる」ことなどを求めることは絶対ではありません。

【問合せ】医療費還付のことは

国保年金課、定額給付金のことは定額給付金室、不審電話のことは野田警察署☎7125-0110

ただし、通帳を確認書類として添付する場合は必ず、「口座名義人」と「口座番号」などがわかる部分のコピーを添付してください。

【問合せ】定額給付金室、子育て応援特別手当のことは児童家庭課